平成２２年（フ）第５７３６号
東京都江東区大島２丁目９番27号
破産者　株式会社藤井鉄工所
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８０９号
東京都千代田区鍛冶町１丁目５番１号
破産者　有限会社新琳
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８３８号
神奈川県横浜市南区永楽町２丁目17番地42クリオ大通り公園六番館303号、登記簿上の本店所在地アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニューアーク市バークスデールプロフェッショナルセンター113
破産者　サイバースペース2002リミテッド
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８３９号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目９―15―406
破産者　後藤　　明
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８４０号
神奈川県横浜市南区共進町１丁目32―101
破産者　岡田　美江
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８４１号
東京都中野区中野３丁目45番16号　三上ハイツマリオ２階２Ａ室
破産者　有限会社スピリット
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５８０号
東京都江東区大島３丁目３―４―702
破産者　稲野　幸惠
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９６７号
東京都杉並区松庵２丁目19―９―102
破産者　平山　葉子
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６４８号
東京都港区西麻布１丁目15―４―303、開始決定時の住所東京都中央区築地３丁目１―４―901
破産者　本藤　英明
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７３１号
東京都墨田区両国３丁目１―11―301
破産者　齋藤　大将
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７号
千葉県柏市南逆井１丁目11番29号
破産者　有限会社隆盛産業
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
栃木県那須塩原市新緑町92番地
破産者　山内重機工業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第８３号
千葉県松戸市稔台３丁目28番地の１ラフィーヌ稔台201号
破産者　西村たまみ
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２１５号
千葉県柏市南逆井７―21―１、商業登記簿上の本店所在地千葉県松戸市南花島３丁目38番８号
破産者　有限会社ブレイト
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２１６号
千葉県松戸市小金原９丁目17番地の32
破産者　中川　　功
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２２３号
千葉県流山市大字西平井893番地の８
破産者　有限会社新栄建商
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２４０号
千葉県松戸市西馬橋相川町167番地コーポさくま202号
破産者　石井　昭治
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５８号
千葉県松戸市八ケ崎４丁目28番地の15ライラック201号
破産者　渡部　公一
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１９３３０号
京都府宇治市宇治戸ノ内82―503
破産者　白崎　利幸
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８５６号
東京都杉並区下井草４丁目24―14
破産者　田村　次夫
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７８４号
千葉県船橋市本中山２丁目６－４
破産者　大木　博士
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部